インフルエンザの予防摂取は年2回、1回2,000円の補助が受けられます

中建国保 福島県支部だより

発行所
中央建設国民健康保険組合
福島県支部
〒969-1302
福島県安達郡大玉村玉井字北ノ内65-1
TEL（0243）68－2121
FAX（0243）68－2122
URL http://www.kensetufukushima.gr.jp
E-mail kenren@kensetufukushima.gr.jp

中建国保の令和７年度保険料について
組合員本人の医療保険料・介護保険料を引き上げ

令和７年度の福島県支部における中建国保の保険料が変更されます。

福島県支部の保険料地区割ランクは昨年度と比較すると２ランク上がり400円引き上げ、あわせて中建国保全体で医療費が引き上げられることとなりました。

福島県支部の月額保険料は組合員本人の医療保険料について、法人第１種が２７，５００円、第１種が２６，０００円、第２種が２２，３００円、法人第３種が１８，９００円、第３種が１８，４００円です。

第４・５・６種は変更なく、第４種が１１，８００円、第５種が９，３００円、第６種が６，８００円です。

家族保険料についても変更はありません。成人家族（23歳以上70歳未満）が３，７００円、高齢家族（70歳以上）が３，１００円、若年家族（６歳以上23歳未満）が３，０００円、就学前家族（３歳以上６歳未満）が２，２００円、３歳未満は無料です。

介護保険料（満40歳以上65歳未満）も昨年度と同額です。

組合員本人については、法人第１種が４，９００円、第１種が４，８００円、第２種が４，２００円、法人第３種が３，７００円、第３種が３，６００円です。家族は１人につき２，８００円です。

後期高齢者支援金分保険料は組合員本人について引き上げとなりました。

法人第１種が６，７００円、第１種が６，４００円、第２種が５，５００円、法人第３種が４，９００円、第３種が４，７００円、第４種が３，２００円、第５種が３，０００円、第６種が２，９００円です。

家族については昨年度と同じく、成人家族が２，１００円、高齢家族と若年家族がともに１，９００円、就学前家族が１，４００円です。

福島県支部の被保険者の皆さまの月額保険料は表をご覧ください。

中建国保の安定した運営のため、引き上げとなりました。組合員の皆様にはご負担をおかけしますが、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

令和７年度中建国保月額保険料（福島県支部）

	法人第１種組合員 30歳以上の事業主			第１種組合員 30歳以上の事業主			第２種組合員 30歳以上の一人親方		
	７年度	６年度	差	７年度	６年度	差	７年度	６年度	差
医療	27,500	26,600	900	26,000	25,100	900	22,300	21,500	800
介護	4,900	4,900	0	4,800	4,800	0	4,200	4,200	0
後期	6,700	6,600	100	6,400	6,300	100	5,500	5,400	100
計	39,100	38,100	1,000	37,200	36,200	1,000	32,000	31,100	900

	法人第３種組合員 30歳以上の従業員			第３種組合員 30歳以上の従業員		
	７年度	６年度	差	７年度	６年度	差
医療	18,900	18,200	700	18,400	17,700	700
介護	3,700	3,700	0	3,600	3,600	0
後期	4,900	4,800	100	4,700	4,600	100
計	27,500	26,700	800	26,700	25,900	800

	第４種組合員 25歳～29歳			第５種組合員 20歳～24歳			第６種組合員 20歳未満		
	７年度	６年度	差	７年度	６年度	差	７年度	６年度	差
医療	11,800	11,800	0	9,300	9,300	0	6,800	6,800	0
介護									
後期	3,200	3,100	100	3,000	2,900	100	2,900	2,800	100
計	15,000	14,900	100	12,300	12,200	100	9,700	9,600	100

	成人家族 23歳以上70歳未満			高齢家族 70歳以上			若年家族 ６歳以上23歳未満			就学前家族 ３歳以上６歳未満		
	７年度	６年度	差	７年度	６年度	差	７年度	６年度	差	７年度	６年度	差
医療	3,700	3,700	0	3,100	3,100	0	3,000	3,000	0	2,200	2,200	0
介護	2,800	2,800	0									
後期	2,100	2,100	0	1,900	1,900	0	1,900	1,900	0	1,400	1,400	0
計	8,600	8,600	0	5,000	5,000	0	4,900	4,900	0	3,600	3,600	0

※医療給付費分保険料と後期高齢者支援金分保険料は、満３歳から満74歳の家族被保険者５人まで徴収。①成人家族保険料、②高齢家族保険料、③若年家族保険料、④就学前家族保険料、の順に保険料を賦課し、６人目以降にかかわる保険料は徴収しません。

【医療給付費分保険料】
保険者が当該年度において、必要とされる国保事業（被保険者の医療給付等）に要する費用に充てるため、被保険者から徴収。

【介護納付金分保険料】
介護保険制度に要する費用に充てるため、満40歳以上65歳未満の被保険者（介護保険第２号被保険者）から国が定める額を徴収し、国に納付。

【後期高齢者支援金分保険料】
高齢者医療制度に基づく後期高齢者支援のため、国が定める額を満３歳から満74歳の被保険者から徴収し、国に納付。

思わぬ発見に
健康診断のオプションを有効に活用しよう

組合員の皆さん、毎年の健康診断は受診していますか。この健康診断にはオプションを付けることができます。私は「眼底検査」を実施しました。

私は４年前まで眼底など気にもしていませんでした。

毎年、視力検査を受けても同じ結果なので、費用をかけて検査をする必要はないと考えていました。

しかし、姉が緑内障であることを知らされ「身内ならば遺伝する確率が高くなる」との話を聞きました。

念のため、健康診断で眼底検査を受けてみました。

結果は「要検査」でした。後日、眼科を受診して初期の緑内障であることが診断されました。

緑内障は突然目が見えなくなるのではなく、視界や色素が少しずつ、確実に失われていく病気です。

昔は治らないと言われていましたが、現在では早期発見ならば進行を止めることができます。

緑内障になりやすい原因の一つとしては、長時間、強い照明や太陽の下での作業やスマホ等の使用などがあげられます。建設職人のみなさんも当てはまるのではないでしょうか。

「今は見えている」と過信してはいけません。眼底検査を受けることで、緑内障だけでなく、動脈硬化や脳血栓等の血管系疾病を知ることもできます。

一度も受診したことがない方は眼底検査を受診してはいかがでしょうか。

健康であることが一番大切ですが、毎年の健康診断の受診で早期発見・早期治療を心掛けることが、この先も建設職人として元気に働ける秘訣です。

組合員の皆さんも必ず健康診断を受診しましょう。

（いわき出張所　渡部賢雄）

福島県労働保健センターが実施する健康診断受診時のオプション検査について

■**特定健診と労安法項目、胸部レントゲン撮影、胃がん検査に加えてお勧めセット（自己負担1,000円）で大腸がん検査（便潜血反応検査）の実施**

■**単項目健診**
Ａ：特定健診7,000円
Ｂ：胸部レントゲン検査2,000円
Ｃ：各種がん検査（７項目）
①大腸がん検査1,000円、②前立腺がん検査2,000円、③肝臓がん検査1,500円、④消化器系がん検査1,500円、⑤膵臓・胆道がん検査2,000円、⑥卵巣がん検査2,000円、⑦胃がん検査2,500円

■**その他**
- 眼底撮影検査1,500円
- ヘリコバクター　ピロリ菌検査1,500円
- 心疾患のリスク検査2,500円
- 推定食塩摂取量500円

■**特殊健診**
- 有機溶剤健康診断（塗装業従事者）4,000円から

■**原発事故による放射線影響をご心配の方**
- 血液像検査500円
- 甲状腺機能検査4,500円

オプション検査を有効利用して病気の早期発見と予防に努めよう！

健康家庭祝金は、前年中に保険給付を受けておらず、組合員本人が健康診査を受診している世帯が受給できます。

オンライン資格確認システムを導入した医療機関等では

保険証（またはマイナ保険証）があれば

限度額適用認定証等の準備は不要です

限度額適用認定証等って何？

窓口での支払いが高額になる場合に、所得に応じた限度額までの支払いにするために医療機関等に提示する認定証のことです。

※「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」を指します。

オンライン資格確認システムとは？

医療機関等の窓口で保険証の記号番号またはマイナ保険証（保険証の利用登録がされたマイナンバーカード）により、オンラインで資格情報を確認する仕組みです。

限度額適用認定証等は不要なの？

システム導入以前は

医療機関等の窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめるためには、事前に申請し限度額適用認定証等の準備が必要でした。

令和６年６月現在
システム導入約９１％

オンライン資格確認システムを導入した医療機関等では

限度額適用認定証等がなくても

窓口での支払いが**自己負担限度額までとなります。**

※ オンライン資格確認システムに未対応の医療機関等では限度額認定証等を準備する必要があります。

医療機関等の窓口で限度額情報を利用するには…

オンライン資格確認システムを導入している医療機関等の窓口で、限度額適用認定証情報の利用に口頭または画面操作で「同意」することで、限度額適用認定証等の準備が不要となります。

保険証※を提示して
「オンライン資格確認システムで限度額情報を利用してほしい」と申し出る

※ 保険証廃止後は「資格確認書」

または

マイナ保険証を使用して
「マイナンバーカードリーダー」の画面で
「限度額情報を提供する」を選択する

◇ 医療機関等の窓口で「限度額情報」を利用できる場合は、限度額適用認定申請が不要となります。
◇ マイナンバーが中建国保に未登録の場合等、医療機関等において資格確認ができないことがります。
◇ 過去１２ヵ月の入院日数が９０日を超える非課税世帯の人が、入院時の食事療養費の減額を受ける場合は、別途申請手続きが必要です。

詳しくは所属の支部・出張所にお問い合わせください。